

# 平成 31 年度における独立行政法人造幣局の障害者就労施設等からの 物品等の調達の推進を図るための方針

独立行政法人造幣局

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成 31 年度における独立行政法人造幣局の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

## 1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、造幣局の事業内容等を勘案しつつ「別紙 1」の物品等の種別を参考に、調達実績の総額が前年度の実績を上回ることを目標とする。

また、引き続き好事例等を局内全てに周知徹底するとともに、過去の物品等の調達実績も考慮し調達の推進に努める。

## 2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

造幣局においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

### （1）調達方針の適用範囲

調達方針は、造幣局全ての部局に適用する。

なお、調達を担当する部局は、別紙 1 の物品等の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

### （2）調達における留意事項

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、造幣局契約事務規程（平成 15 年造幣局訓令第 88 号）中「随意契約によることができる場合」の規定（予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 99 条第 16 号の 2 と同様の規定）を適用して障害者就労施設等と随意契約を締

結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

### （3）障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、推進連絡会議を設置する。推進体制は「別紙2」のとおりとする。

なお、推進連絡会議においては、1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行う。

### （4）調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

造幣局は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績について、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに造幣局ホームページに公表するとともに、厚生労働大臣に通知する。

別紙 1

【物品等の品目分類】

種別	品目	具体例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繡品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、ウエス、車いす、杖、点字ブロック、照明器具等上記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	作業服等のクリーニング、リネンサプライなど
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こしなど
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしごり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別など

【調達先の分類】

	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
a	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創造的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容を対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
c	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

別紙 2

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

